

柳井市上下水道事業経営審議会

～第1回 下水道事業～

令和4年7月

目 次

1. 下水道の概要	3
2. 柳井市の下水道	8
3. 使用料体系、費用負担の考え方	16
4. 第1回経営審議会まとめ	20
5. 第2回経営審議会(予定)	21

1. 下水道の概要

1. 下水道の役割

普段は目にすることの少ない下水道ですが、下水道は見えないところで私たちの安全・安心で、快適な生活を支えています。

① 街をきれいに

家庭等が出す排水は、下水管を流れるため、ハエや蚊、悪臭の発生を防ぎます。

② 海や川をきれいに

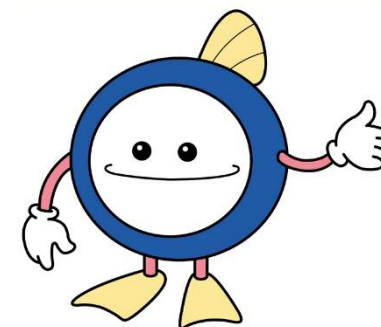
汚水进行处理して放流するので、海や川の水質保全に大きな役割を果たします。

③ トイレを水洗に

快適で衛生的な水洗トイレが使えるようになります。

④ 浸水被害を抑える

雨水を速やかに排除し、浸水から家や財産を守ります。

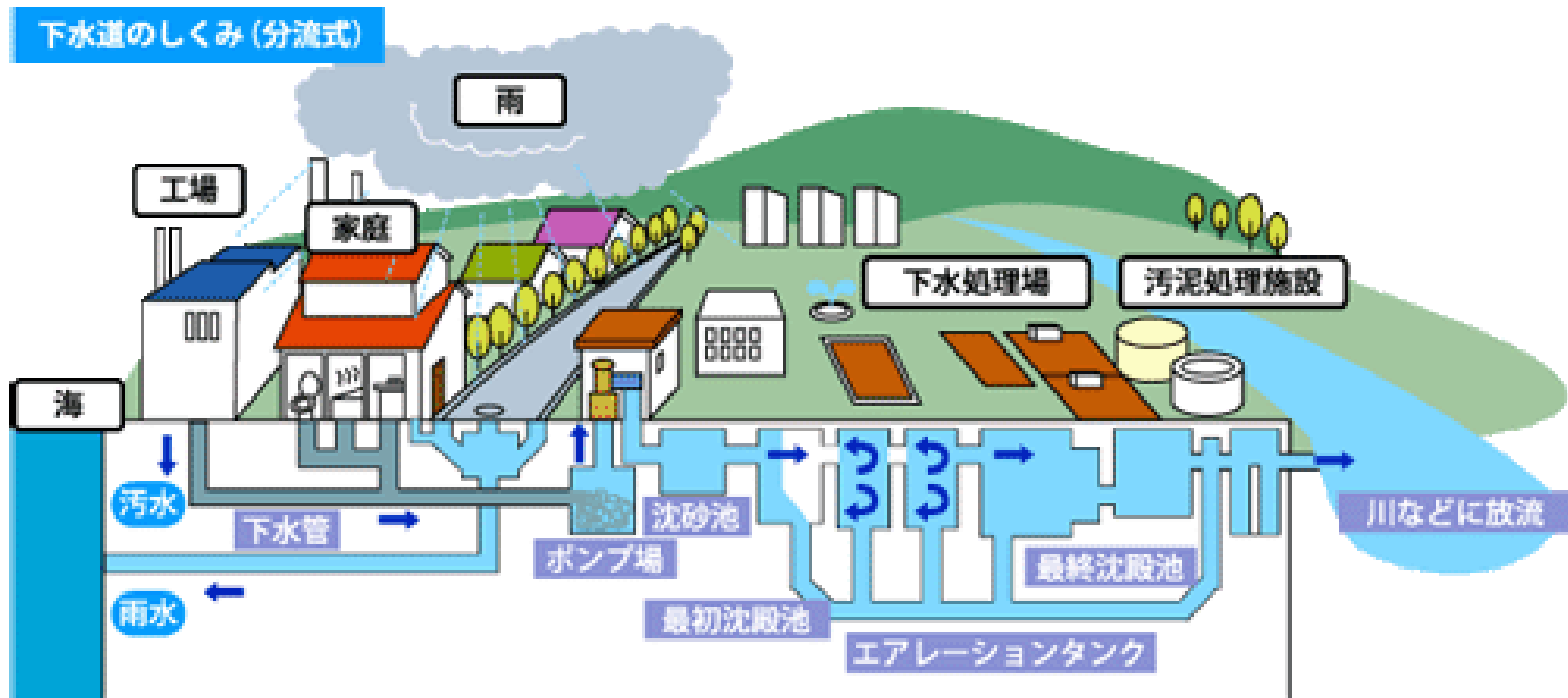


下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

1. 下水道の概要

1. 下水道の役割(図解)

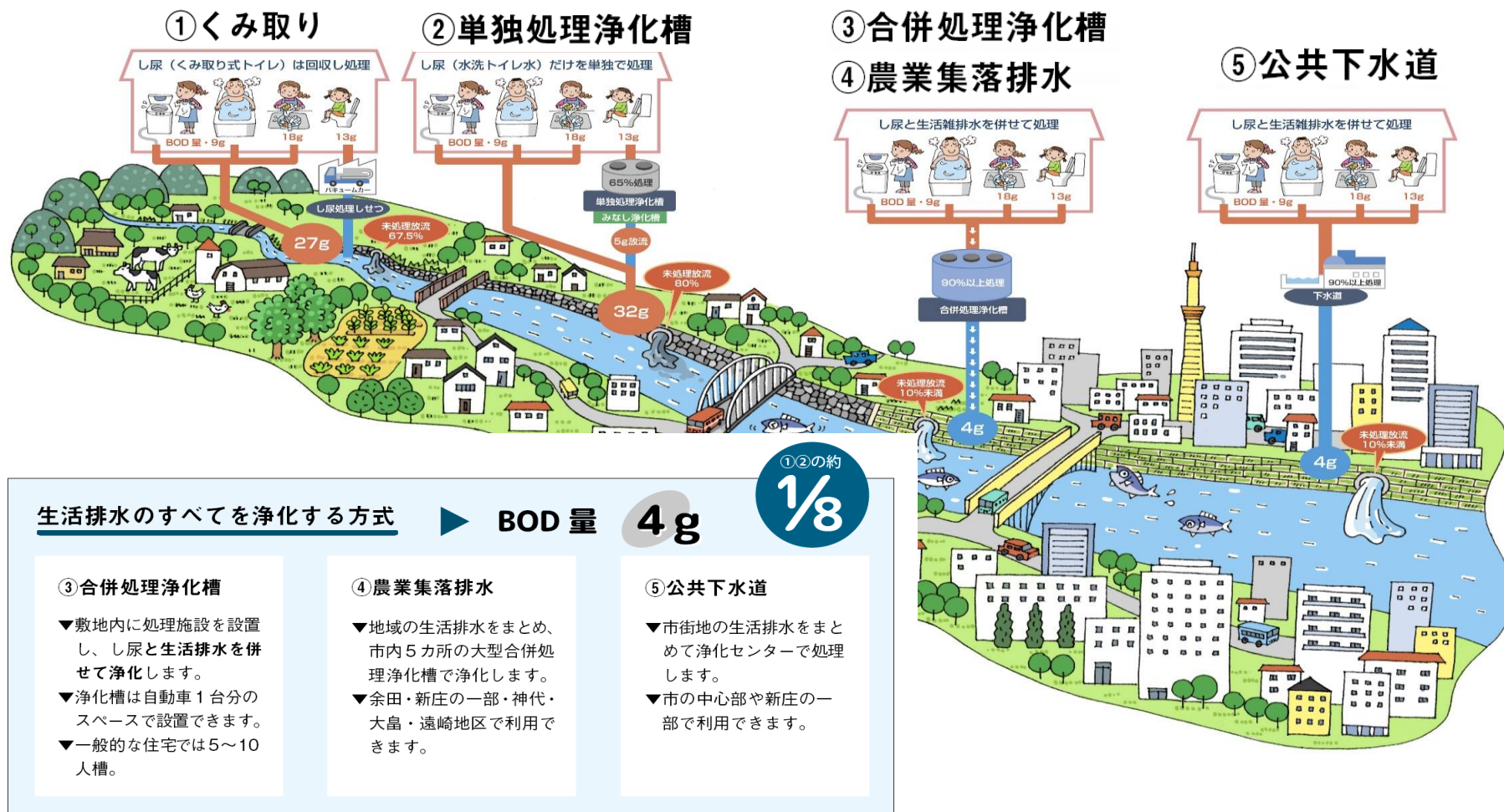
柳井市は、汚水と雨水を別々に排除する分流式です。



出典:国土交通省ホームページ

1. 下水道の概要

2. 汚水の処理方式



出典：広報やない（令和2年8月号）より抜粋

※BOD量・・・1人1日当たりの生活排水に含まれる汚れの量をgに置き換えて表した数値。

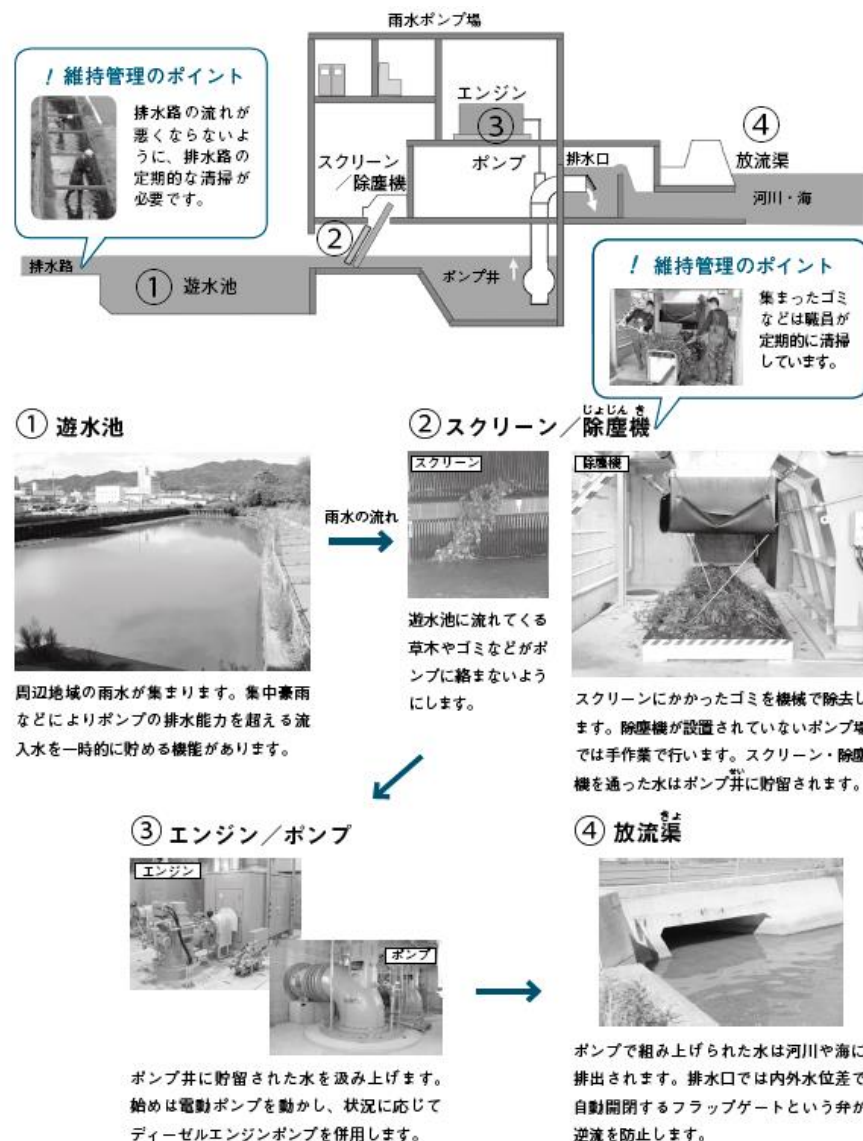
1. 下水道の概要

3. 雨水の処理方式

雨水ポンプ場整備(古開作雨水ポンプ場)



出典: 広報やない(令和元年8月号抜粋)



1. 下水道の概要

4. 柳井市の下水道

柳井市では、公営企業として実施する下水道事業（公共下水道（汚水、雨水）、農業集落排水事業）、一般会計等で事務を行う合併処理浄化槽設置補助事業などを実施しています。

実施区分	実施する事業	適用される法律
公営企業として実施 <u>（下水道事業会計）</u>	公共下水道事業（汚水）	下水道法
	公共下水道事業（雨水／ポンプ場整備）	
	農業集落排水事業（汚水）	浄化槽法
一般会計等で実施	合併処理浄化槽（個人設置型※）	浄化槽法

※ 柳井市では、個人が家庭用に設置する場合に、設置費用に対して補助金を交付する事業を実施しています。

2. 柳井市の下水道

1. 下水道事業の概要(その1)

公営企業として実施する事業は、「柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」において事業概要(事業名、処理区域、計画処理人口及び計画1日最大処理量)を定めています。

事業名 (建設開始時期)	実施区分	処理区域 (一部の区域を除く)	計画処理 人口	計画1日 最大処理量
公共下水道事業 (昭和61年4月)	公共下水道(雨水)	柳井地区	11,300人	6,800m ³
	公共下水道(汚水)			
	特定環境保全公共下水道 (汚水)※	新庄地区		
農業集落排水事業 (平成2年3月)	農業集落排水(汚水)	余田地区 新庄地区 神代地区 大畠地区 遠崎地区	7,530人	2,485m ³

※都市計画用途地域外の人口密集地において実施する処理対象人口10,000人以下の小規模な下水道をいう

2. 柳井市の下水道

1. 下水道事業の概要(その2)

令和4年3月31日現在の普及状況等

事業名	事業計画面積	整備済面積 (整備率※)	処理区域内人口 (普及率※)	水洗化人口 (水洗化率※)
公共下水道事業	556ha	348ha (58.7%)	9,803人 (32.3%)	8,797人 (89.7%)
農業集落排水事業	184ha	184ha (100%)	3,931人 (12.9%)	3,347人 (85.1%)
計	740ha	532ha (71.2%)	13,734人 (45.2%)	12,144人 (88.4%)

※算出方法は次のとおりです。

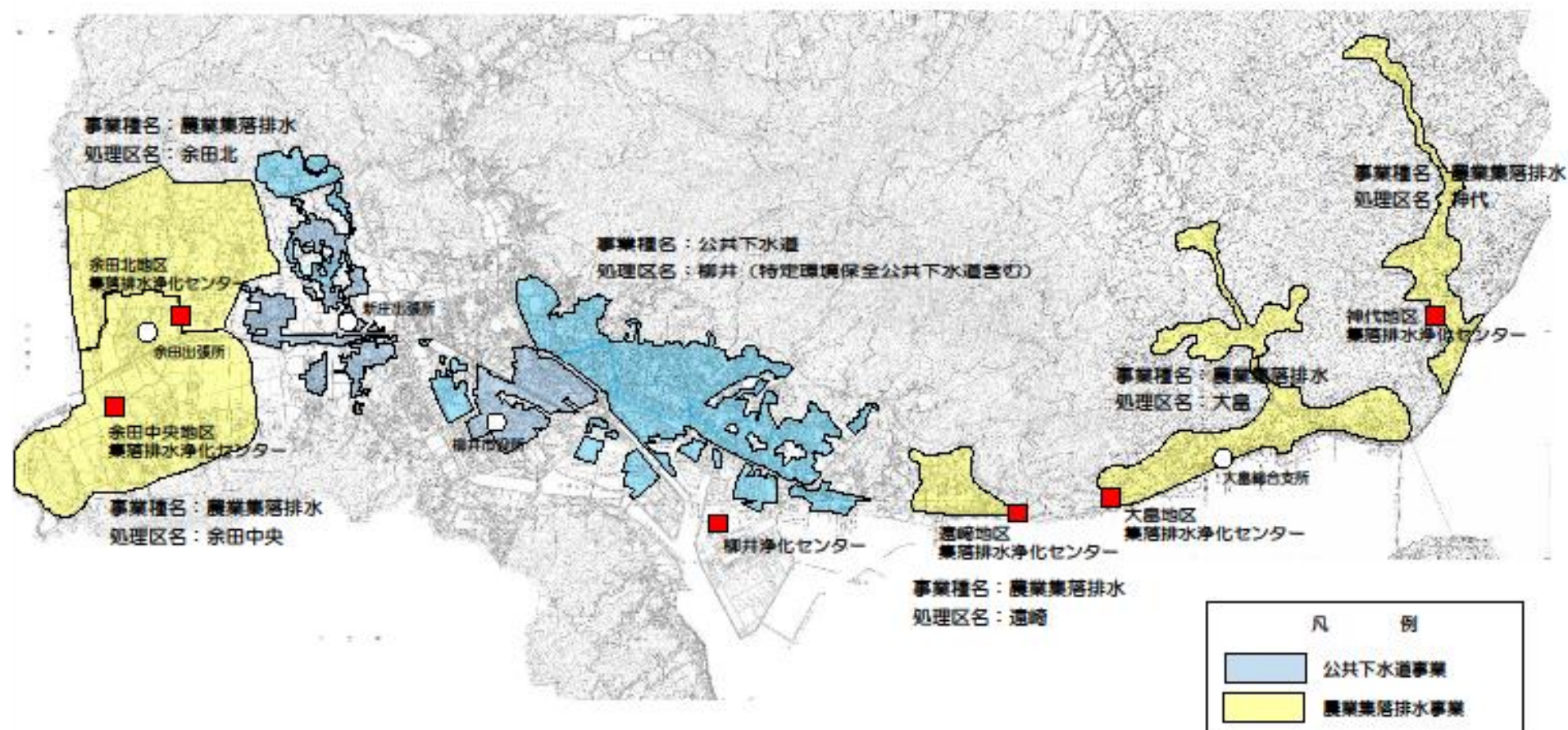
整備率 = 整備済面積 ÷ 事業計画面積

普及率 = 処理区域内人口 ÷ 柳井市人口(30,372人)

水洗化率 = 水洗化人口 ÷ 処理区域内人口

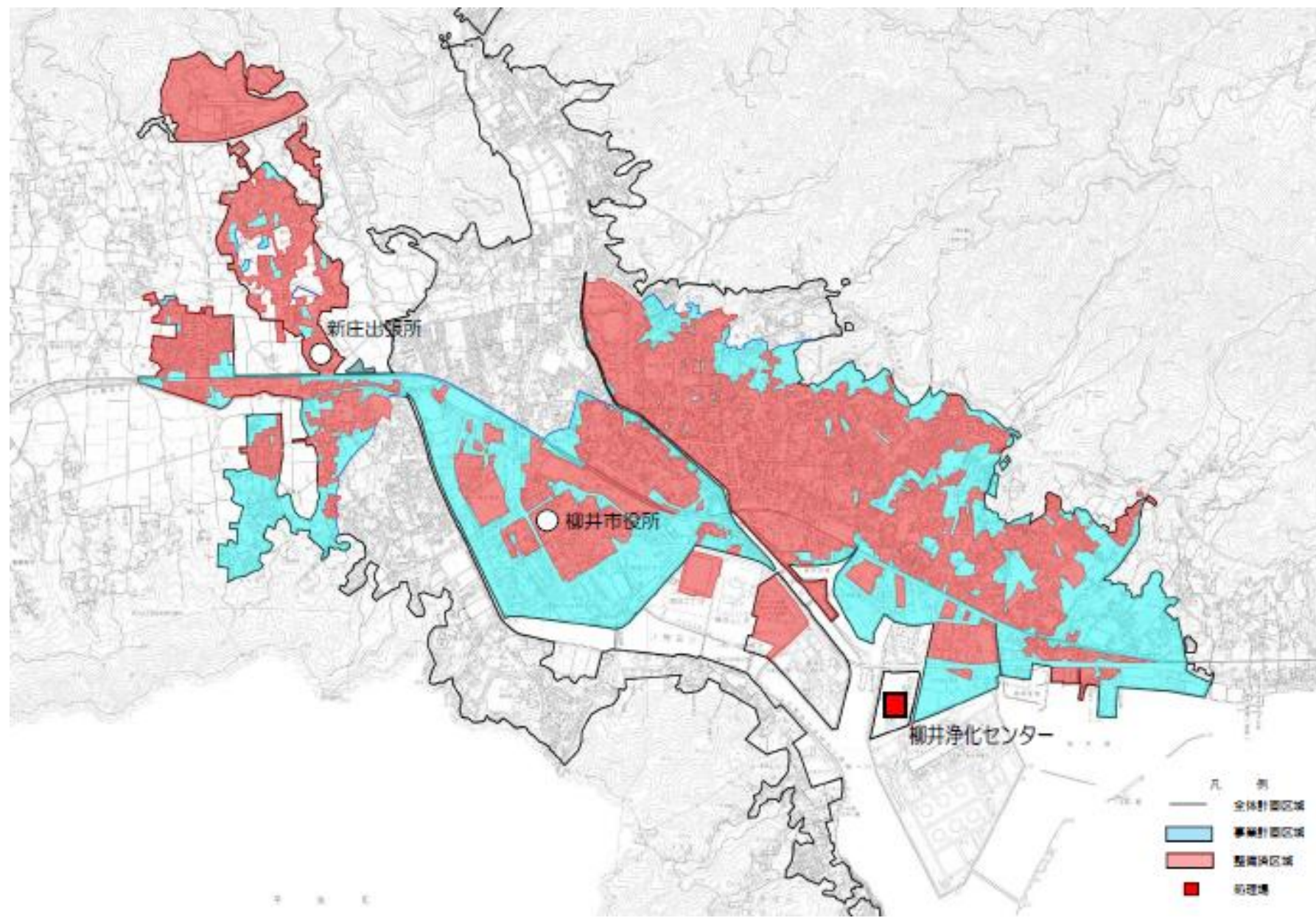
2. 柳井市の下水道

2. 下水道整備の状況(汚水:全体)



2. 柳井市の下水道

2. 下水道整備の状況(汚水:公共下水道)



2. 柳井市の下水道

3. 下水道施設の概要(汚水)

(1) 処理場(汚水)

事業名	施設名称	供用開始年度	処理方式	処理能力
公共下水道事業	柳井浄化センター (第1期、第2期)	平成 5年度 平成17年度	オキシデーションディッチ法(※)	5,110m ³ /日
農業集落排水事業	余田中央地区 浄化センター	平成5年度	嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式	281m ³ /日
	余田北地区 浄化センター	平成8年度	嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式	348m ³ /日
	神代地区 浄化センター	平成8年度	嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式	267m ³ /日
	大畠地区 浄化センター	平成13年度	回分式活性汚泥方式	864m ³ /日
	遠崎地区 浄化センター	平成16年度	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式	273m ³ /日



柳井浄化センター(汚泥管理棟)

オキシデーションディッチ法

※周回水路に下水を入れ、機械攪拌で循環させながら微生物により下水中に含まれる有機物を除去する処理方法

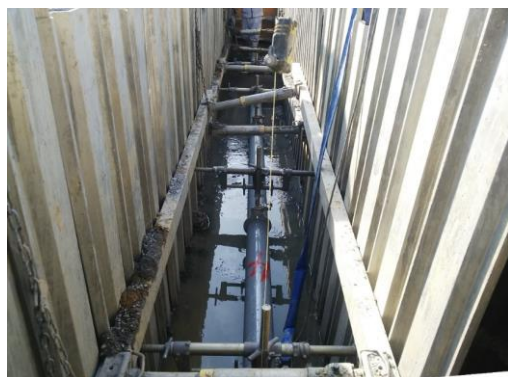


2. 柳井市の下水道

3. 下水道施設の概要(汚水)

(2) 下水道管渠(汚水)

事業名	管渠延長	マンホールポンプの設置数
公共下水道事業	79,803メートル	10箇所
農業集落排水事業	79,015メートル	85箇所
計	158,818メートル (158.818km)	95箇所



令和3年度南町地区管渠工事
(硬質ポリ塩化ビニル管)

下富尾西マンホールポンプ
(電動ポンプ2台)



2. 柳井市の下水道

4. 下水道施設の概要(雨水)

(1) 雨水ポンプ場整備箇所

施設名称	供用開始年度	処理能力	施設概要(口径、1台当たりの処理能力)	
大水道雨水ポンプ場	平成10年度	195m ³ /分	電動ポンプ1台 エンジンポンプ2台	700mm 65m ³ /分 700mm 65m ³ /分
古開作雨水ポンプ場	平成23年度	540m ³ /分 (全体888m ³ /分)	電動ポンプ1台 エンジンポンプ2台	500mm 24m ³ /分 1350mm 258m ³ /分
宮本雨水ポンプ場	平成29年度	202m ³ /分	電動ポンプ1台 エンジンポンプ2台	400mm 22m ³ /分 800mm 90m ³ /分
東土穂石雨水ポンプ場 (建設中)	令和 5年度 (予定)	309m ³ /分	電動ポンプ1台 エンジンポンプ2台	300mm 10m ³ /分 900mm 95m ³ /分 1350mm 204m ³ /分



古開作雨水ポンプ場(エンジンポンプ)

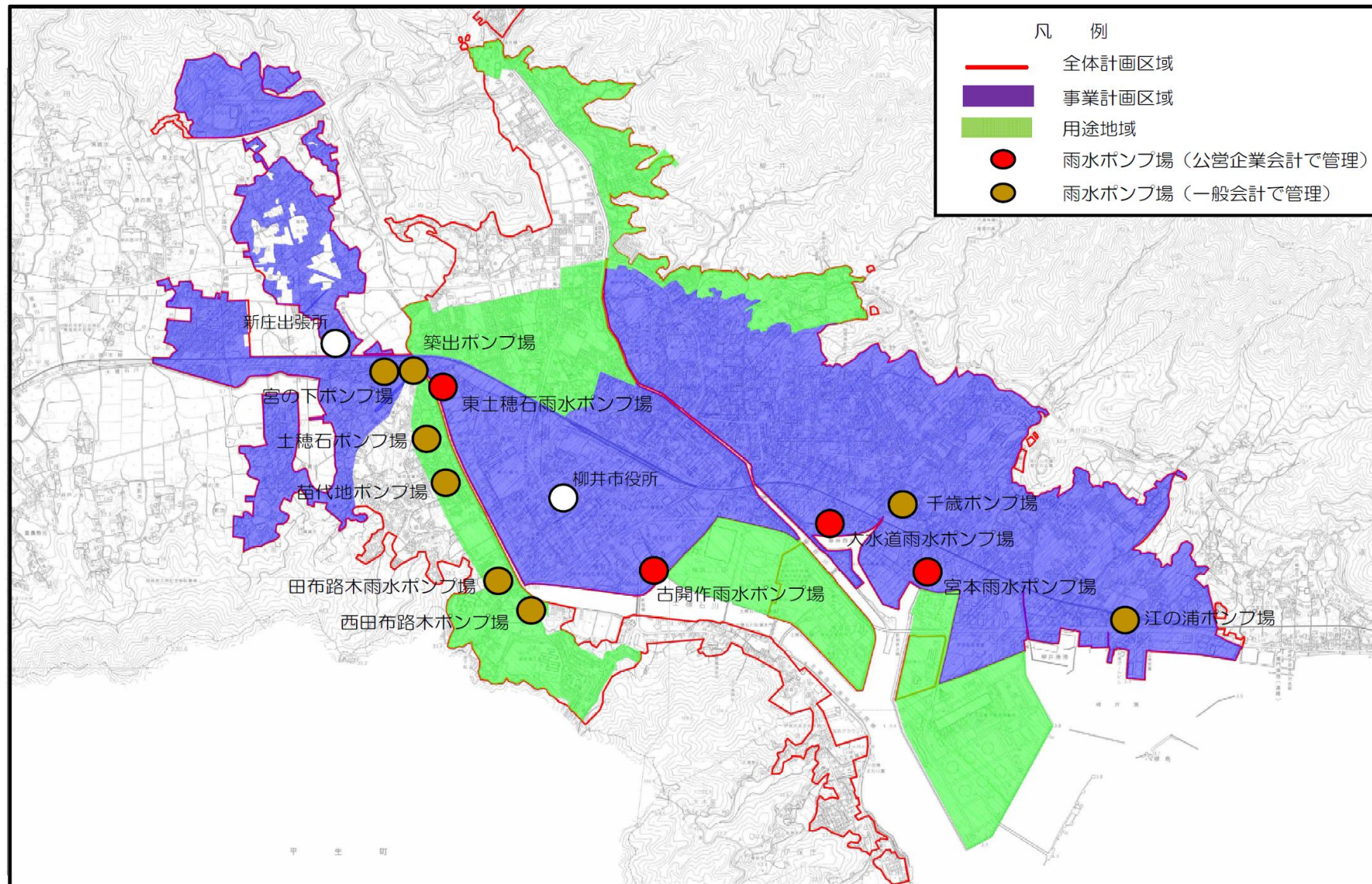
東土穂石雨水ポンプ場
(令和4年4月現在の様子)



2. 柳井市の下水道

5. 下水道施設の概要(雨水)

(2) 雨水ポンプ場整備箇所(位置図)



3. 使用料体系、費用負担の考え方

1. 使用料体系について

下水道使用料＝基本料金(10m³まで)＋超過料金(10m³を超え20m³まで、20m³を超えるもの)

区分	使用料(1月につき)			
	基本水量	基本料金	超過料金(1 m ³ につき)	
一般汚水	10m ³ まで	1,430円	10m ³ を超え20m ³ まで	176円
			20m ³ を超えるもの	198円
公衆浴場汚水 (※)	10m ³ まで	1,430円	10m ³ を超え20m ³ まで	176円
			20m ³ を超えるもの	77円
水道水以外の汚水量の認定方法			1世帯3人まで1人あたり	6m ³
			1世帯4人以上4人目から1人あたり	4m ³

事業名	処理区域	現行料金体系(消費税率改定を除く)
公共下水道事業	柳井地区、新庄地区	平成11年4月から
農業集落排水事業	余田中央地区、余田北地区	
	神代地区、大畠地区、遠崎地区	平成22年8月から (旧柳井市の使用料体系と統一)

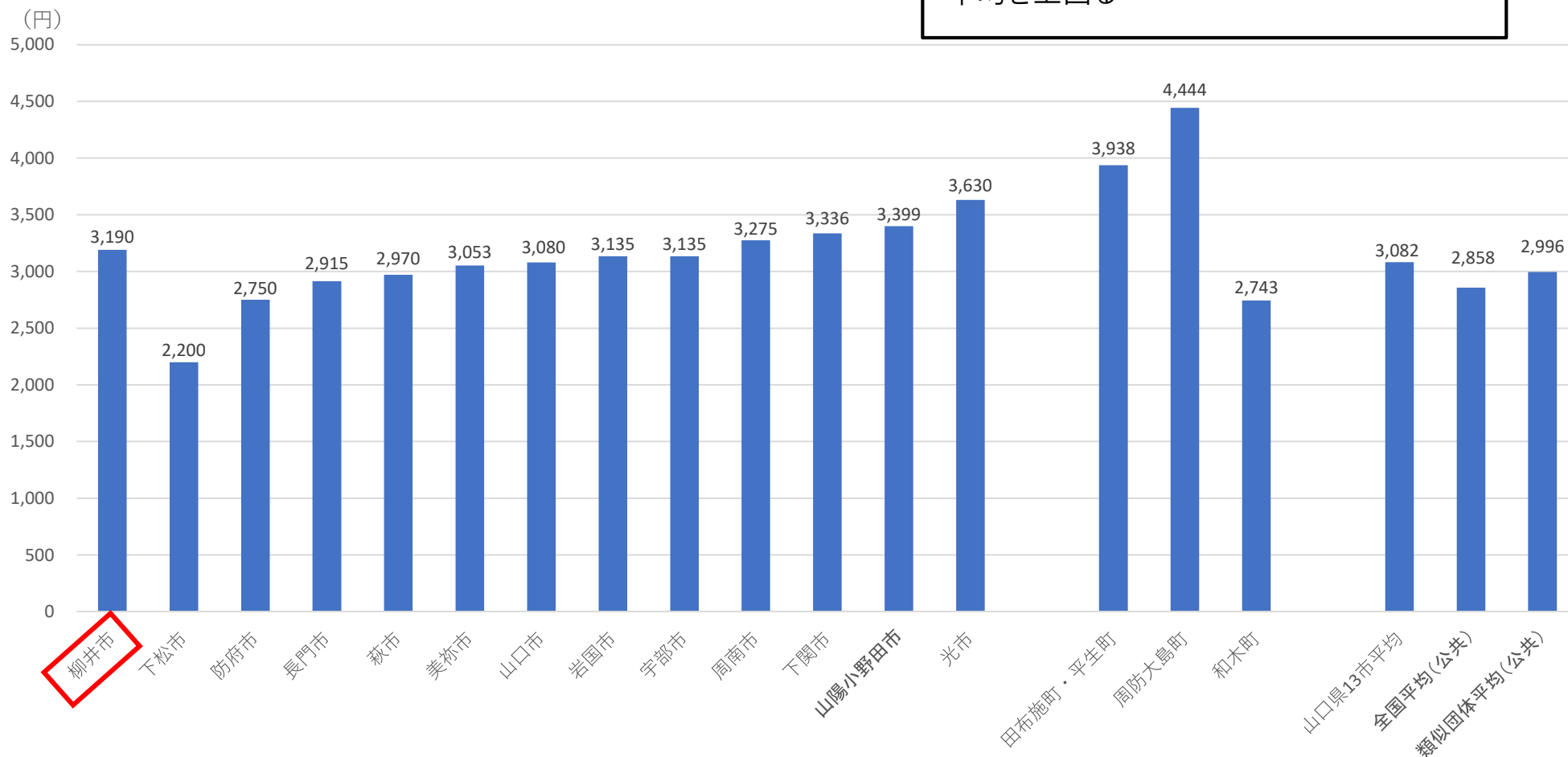
※都道府県の許可を得て公衆浴場法に基づき営業を行う施設をいう。現在柳井市に該当施設はありません。

3. 使用料体系、費用負担の考え方について

2. 使用料の比較

山口県内13市等との比較（20m³/月）

- ・山口県内13市中5番目
- ・全国平均、類似団体平均、山口県13市平均を上回る



3. 使用料体系、費用負担の考え方

3. 下水道整備(建設改良費)について

(1) 公共下水道事業

区分	負担区分	財源	財源割合等
汚水	国費	国庫補助金	事業費の1/2又は5.5/10(処理場)
	地方費	企業債、受益者負担金(※)、一般会計繰入金	
雨水	国費	国庫補助金	事業費の1/2
	地方費	企業債、一般会計繰入金	

※受益者負担金条例に基づき、受益を受ける者に対し400円/㎡の負担を求めるもの

(2) 農業集落排水事業

区分	負担区分	財源	財源割合等
汚水	国費	国庫補助金	事業費の1/2
	地方費	企業債、農業費分担金(※)、一般会計繰入金	

※農業集落排水施設条例に基づき、受益を受ける者に対し定額(115,000円)の負担を求めるもの

3. 使用料体系、費用負担の考え方

4. 下水道維持管理費について

- ・ 公共下水道事業、農業集落排水事業

維持管理費は、下水道財政研究委員会の提言に基づき、「雨水公費・污水私費」が原則とされています。

公費負担は、国（総務省）の通知（※）に基づき算出することとされています。

私費負担とされる経費のうち、使用料収入不足分に対し、一般会計繰入金を受入れています。

区分	費用の性質	負担区分	財源
污水	使用者の利便性向上に資する費用	私費負担 （使用者）	使用料 一般会計繰入金 （使用料収入不足分）
	公共的役割に係る費用	公費負担	一般会計繰入金 （総務省繰出基準にて定められた経費）
雨水	ポンプ場の維持管理に係る費用	公費負担	一般会計繰入金 （総務省繰出基準にて定められた経費）

※国の通知：繰出金（くりだしきん）通知という。

下水道事業を含む公営企業に対し、一般会計が負担すべき経費について通知したもの

4. 第1回経営審議会まとめ

- 下水道の役割

- 下水道事業の概要

- 使用料体系、費用負担の考え方

デザインマンホール(公共下水道)
白かべの町並み(柳井浄化センターにて)



5. 第2回経営審議会(予定)

・ 下水道事業収支の現状について

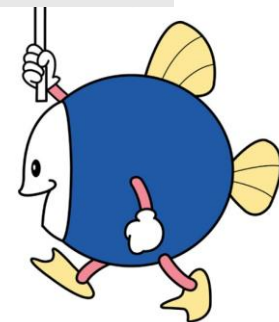
普及状況、使用料収入、費用の状況、一般会計繰入金の状況
決算の状況

・ 下水道施設の現状について

施設の整備状況、老朽化の状況

・ 下水道事業の課題(まとめ)

次回に続く



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」